第四条の表第十六号及び第十七号の届出を要する場合の欄中「第四号」の下に「、第五号の二」を加える。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の下欄中「騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書」を「騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書」に改め、「振動規制法」の下に「（昭和五十一年法律第六十四号）」を加え、「ダイオキシン類対策特別措置法」の下に「（平成十一年法律第百五号）」を加える。

別表第四の一の上欄中「（昭和四十三年法律第九十七号）」を削り、同表の四の上欄中「（平成十一年法律第百五号）」を削り、同表の五の上欄中「（昭和四十五年法律第百三十八号）」を削り、同表の五の下欄中「構造」の下に「、設備（当該廃ガス洗浄施設が同法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同法第五条第二項の規定に該当する場合を除く。）」を加え、「水質汚濁防止法第四条の五第一項」を「同法第四条の五第一項」に改め、同表の八の上欄中「（昭和二十四年法律第七十号）」を削り、同表の八を同表の九とし、同表の七の上欄中「（昭和五十一年法律第六十四号）」を削り、同表の七を同表の八とし、同表の六の上欄中「（昭和四十三年法律第九十八号）」を削り、同表の六を同表の七とし、同表の五の次に次のように加える。

六　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（以下「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの	水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物を設置する事業場の電気工作物に係る工事

別表第五の一の（八）を同表の一の（九）とし、同表の一の（七）を同表の一の（八）とし、同表の一の（六）を同表の一の（七）とし、同表の一の（五）の次に次のように加える。

（六）　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設	1　有害物質貯蔵指定施設の種類、容量及び個数並びにその施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	有害物質貯蔵指定施設に関する説明書

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第三条　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改める。

第三条第一項中「第十九条第八項」を「第十九条第十三項」に改める。

第十九条第四項中「有害物質使用特定施設」の下に「（次項において「有害物質使用特定施設」という。）」を、「特定地下浸透水」の下に「（次項において「特定地下浸透水」という。）」を加え、「第八条第一項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第五項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

十二の二　現に設置している電気工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となった場合	有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法並びに当該施設において製造され、使用され若しくは処理され又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統

5　発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する有害物質使用特定施設は、水質汚濁防止法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。ただし、発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から特定地下浸透水を浸透させる場合は、この限りでない。

6　発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設は、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置している水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設（同法第五条第二項に該当する場合を除き、設置の工事をしている場合を含む。）及び同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（設置の工事をしている場合を含む。）については、この省令の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、この省令による改正後の電気設備に関する技術基準を定める省令第十九条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

告　示

○金融庁告示第五十一号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第三号の二及び関係法令の規定に基づき、次のように告示し、公布の日から適用する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第一条　平成十一年金融監督庁告示第四号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「「特定金銭債権」を「特定金銭債権」に改め、「この号」の下に「及び次号」を加え、同項第二号中「「子会社」をいう。以下」を「「子会社」をいう。以下この号及び第五号において」に、「「基準議決権数」をいう。以下」を「基準議決権数をいう。第五号において」に、「「議決権」をいう。以下」を「議決権をいう。第五号において」に改め、「（以下「銀行等」という。）」及び「又は買取会社（規則第十七条の三第一項第二十四号に規定する「買取会社」をいう。）が当該銀行等から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該買取会社から取得した債権」を削り、第二項中「「銀行等」とあるのは「銀行持株会社等」と、「規則第十七条の三第一項第二十四号」とあるのは「規則第三十四条の十六第一項第二十四号」と、前項第五号」を「同項第五号」に改める。

（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第二条　平成十一年金融監督庁告示第五号（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件）の一部を次のように改正する。